

報道関係者 各位

平成 23 年 11 月 29 日

【照会先】

労働基準局 労災補償部

補償課長 河合 智則

職業病認定対策室長 渡辺 輝生

室長補佐 倉持 清子

代表電話 03(5253)1111(内線 5569、5205)

直通電話 03(3502)6750

## 平成 22 年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表

～公表事業場数 ~~886~~ 事業場、うち新規は 690 事業場～

887

厚生労働省では、このたび、平成22年度に石綿ばく露作業による労災認定など(※1)を受けた労働者が所属していた事業場について、名称、所在地、作業状況などの情報(※2)を取りまとめましたので、公表します。

公表する事業場数は以下のとおりです。(名称など詳細は添付資料参照)

~~886~~事業場 (うち新規公表690事業場)

887

建設業以外の事業場 (第1表) 419 事業場 (うち新規公表 250 事業場)

建設業の事業場 (第2表) ~~467~~ 事業場 (うち新規公表 440 事業場)

468

\* 平成 17 年 7 月の第 1 回目公表以来、今回の平成 22 年度分で、延べ ~~6,618~~ 事業場を公表したこととなります。

6,619

石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表は、(1)公表事業場で過去に就労していた労働者の方々に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意を喚起する、(2)公表事業場の周辺住民の方々が、ご自身の健康状態を改めて確認する契機とする、(3)関係省庁、地方公共団体などが石綿健康被害対策に取り組む際の情報を提供する、という観点から行うものです。

厚生労働省では、今回公表する情報に関する問い合わせや、労災保険制度などに関する相談に応じるため、11月30日(水)と12月1日(木)に特別電話相談窓口(電話番号:03-3595-3402、午前10時から午後5時まで)を設置します。なお、都道府県労働局、労働基準監督署(※3)では、随時相談を受け付けているほか、健康診断の受診勧奨と健康管理手帳制度・労災補償制度についてもご案内しています。

また、石綿による健康被害に関する相談は、労災病院、産業保健推進センター、保健所等の相談窓口で受け付けています。(詳細は添付資料3参照)

※1 石綿救済法(石綿による健康被害の救済に関する法律)に基づく特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者を含む。

※2 公表する情報

- |                          |                         |
|--------------------------|-------------------------|
| ①事業場を管轄する労働局及び労働基準監督署の名称 | ⑥事業場における石綿取扱い期間         |
| ②事業場の名称                  | ⑦現在の石綿取扱い状況             |
| ③事業場の所在地                 | ⑧特記事項                   |
| ④石綿ばく露作業状況               | ⑨労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数の累計 |
| ⑤労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数     |                         |

※3 所在地等はホームページに記載しています。<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/index.html>

添付資料

- (別添) 平成 22 年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表
- (参考) 平成 22 年度石綿ばく露作業による船員保険の職務上認定等事業場(船舶所有者)一覧表
- 健康診断の受診勧奨と健康管理手帳制度・労災補償制度のご案内、各種相談窓口のご案内

別 添

## 平成22年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表

## 1 公表の趣旨

厚生労働省においては、これまで平成17年7月、8月、平成20年3月、6月、10月、12月、平成21年12月、平成22年11月の計8回にわたって石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表を公表しました。

今回の公表についても、これまでの公表と同様に、

- (1) 公表事業場で過去に就労していた労働者の方々に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意を喚起する
- (2) 公表事業場の周辺住民の方々が、ご自身の健康状態を改めて確認する契機とする
- (3) 関係省庁、地方公共団体等が石綿健康被害対策に取り組む際の情報を提供する

という観点から、平成22年度に労災認定を受けた労働者が所属していた事業場及び石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者が所属していた事業場の名称、所在地等の情報を公表するものです。

## 2 公表事業場数

~~886~~事業場

887	〔	建設業以外の事業場の一覧表（第1表）	419	事業場
		建設業の事業場の一覧表（第2表）	468	<del>467</del> 事業場
		（参考）平成22年度労災認定等事業場	942	<del>941</del> 事業場
		うち公表事業場	887	<del>886</del> 事業場
		うち事業場不明	11	事業場
		うち特別加入者（一人親方）	44	事業場

### 3 公表事業場情報

- |                             |                              |
|-----------------------------|------------------------------|
| (1) 事業場を管轄する労働局及び労働基準監督署の名称 | (6) 事業場における石綿取扱い期間           |
| (2) 事業場の名称                  | (7) 現在の石綿取扱い状況               |
| (3) 事業場の所在地                 | (8) 特記事項                     |
| (4) 石綿ばく露作業状況               | (9) (備考) 労災保険法支給決定件数累計、石綿救済法 |
| (5) 労災保険法支給決定件数、石綿救済法支給決定件数 | 支給決定件数累計                     |

注 1) (3)の「事業場の所在地」は、支給決定時の事業場の所在地を記載していますが、企業倒産、工場閉鎖等により事業場が廃止された場合は、廃止された当時の事業場の所在地を記載しています。

注 2) (7)の「現在の石綿取扱い状況」にある「その他」とは、①事業設備に保温材、パッキン、機械等に組み込まれた石綿含有部品があり、将来、交換、修理が必要となったときに取り扱うことがある場合、②修繕する船舶によっては石綿が使用されていることがある場合、③事業場では取扱いはないが、出張先で石綿含有部品を取り扱う可能性がある場合などです。

注 3) (8)の「特記事項」は、当該事業場又は認定された労働者の石綿ばく露の状況等について、正確な理解を促すため、公表事業場の御意見等に基づき記載しています。

注 4) (9)の「(備考) 労災保険法支給決定件数累計、石綿救済法支給決定件数累計」は、平成22年度までに支給決定した労災保険法及び石綿救済法に基づく特別遺族給付金の累計件数を記載しています。

注 5) 建設業については、①事業場の所在地と異なる建設現場における作業であり、事業場の所在地においては石綿ばく露のおそれがないこと、②建設現場での作業は継続するものではなく、限られた期間で、かつ、転々とすることから、上記(6)の「事業場における石綿取扱い期間」及び(7)の「現在の石綿取扱い状況」については除外しています。

### 4 公表事業場に関する留意事項

- (1) 肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患は30年から40年もの潜伏期間の後に発症することから、最後に石綿作業に従事した事業場において労災認定等を行っています。したがって、石綿ばく露作業による労災認定等事業場として公表

する事業場は、労災認定等された労働者の最終石綿ばく露事業場ですので、必ずしも公表した事業場における石綿ばく露が原因となって石綿関連疾患に罹患したとは限りません。

- (2) 今回公表する事業場のすべてが、直接的に石綿を取扱う作業を行っていたものではなく、石綿の取扱いがごくわずかである事業場や出張作業現場における間接的なばく露である事業場を含んでいます。このような直接的に石綿の取扱い作業を行っていない場合であっても、労災認定等された労働者の最終石綿ばく露事業場であれば、事業場公表の対象としています。
- (3) 公表事業場のうち、製造業の事業場は、通常、石綿作業場所と同一です。ただし、その事業場が、船舶製造又は修理業、窯業又は土石製品製造業等の構内下請け事業場である場合、又は出張作業において石綿にばく露している場合は、通常、その事業場の事務所の所在地と実際に石綿作業を行った場所とが異なり、公表事業場の事務所の所在地においては石綿作業が行われていません。
- (4) 建設業の事業場の場合（第2表）には、通常、事業場の事務所の所在地と異なる場所（現場）で石綿作業が行われているため、公表事業場の事務所の所在地は、石綿の飛散のおそれがない場所です。
- (5) 建設労働者の多くは、事業場を転々としながら多数の建設現場で就労する中で石綿作業に従事しており、最後に石綿作業に従事した現場を持つ事業場において労災認定等を行っています。このため、建設業の事業場については、実際の現場での石綿ばく露はわずかであったにもかかわらず、最終石綿ばく露事業場として公表しているものがあります。

## 5 集計結果

平成 22 年度の労災認定等事業場の業種別事業場数並びに労災認定件数及び石綿救済法に基づく特別遺族給付金支給決定件数は、「業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数（全認定件数）」のとおりです。

業種別に労災認定等された事業場数をみると、建設業が~~515~~<sup>516</sup>事業場で全体の~~54.7~~<sup>54.8</sup>%で最も多く、次いで製造業が335事業場で全体の35.6%を占めており、両業種で全体の90.3%を占めています。

製造業の内訳をみると、船舶製造又は修理業、窯業又は土石製品製造業の順に事業場数が多く、両業種で製造業全体の35.2%を占めています。

労災認定等事業場の内訳表

種類	事業場数	認定件数																
		労災保険法（平成22年度）										救済法（平成22年度）						労災保険法 救済法 計
		労災保険法 計		肺がん		中皮腫		良性 石綿胸水		びまん性 胸膜肥厚		救済法 計	肺がん	中皮腫	石綿肺	良性 石綿胸水	びまん性 胸膜肥厚	
うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡												
第1表	419	484	82	183	32	260	43	19	0	22	7	25	15	9	1	0	0	509
第2表	<del>467</del> <sup>468</sup>	455	78	209	39	221	35	15	0	10	4	<del>17</del> 16	10	3	<del>4</del> 3	0	0	<del>472</del> 471
小計	<del>886</del> <sup>887</sup>	939	160	392	71	481	78	34	0	32	11	<del>42</del> 41	25	12	<del>5</del> 4	0	0	<del>981</del> 980
事業場不明	11	11	4	4	2	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
特別加入者 (一人親方)	44	44	7	28	6	10	1	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	44
小計	55	55	11	32	8	17	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	55
合計	<del>941</del> <sup>942</sup>	994	171	424	79	498	81	37	0	35	11	<del>42</del> 41	25	12	<del>5</del> 4	0	0	<del>1,035</del> <sup>1,036</sup>

事業場名等の公表事業場





業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(全認定件数)

	事業場数	認定件数		労災保険法(平成22年度)									救済法(平成22年度)					
		うち死亡	うち死亡	小計	肺がん		中皮腫		良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚		小計	肺がん	中皮腫	石綿肺	良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚	
					うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡		うち死亡	うち死亡							
建設事業	515	518	103	501	241	46	229	36	18		13	4	17	10	3	4		
ほ装工事業																		
水力発電施設、ずい道等新設事業	1	1		1			1											
鉄道又は軌道新設事業																		
建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	394	395	74	382	184	33	172	24	15		11	4	13	7	3	3		
既設建築物設備工事業	89	89	18	87	43	8	42	8			2		2	2				
機械装置の組立て又は据付けの事業	15	16	3	16	9	2	5	1	2									
その他の建設事業	17	17	8	15	5	3	9	3	1				2	1		1		
鉱業	3	3	1	3			3	1										
金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業	2	2		2			2											
原油又は天然ガス鉱業																		
採石業																		
その他の鉱業	1	1	1	1			1	1										
製造業	335	417	89	395	153	24	212	39	14		16	4	22	14	7	1		
食料品製造業(たばこ等製造業を除く)	2	2	2	2			1	1			1	1						
繊維工業又は繊維製品製造業	11	12		12	7		4				1							
木材又は木製品製造業	5	5	1	5	1		4	1										
パルプ又は紙製造業	5	5	1	5	2		3	1										
印刷又は製本業																		
化学工業	32	38	8	38	17	2	17	5	1		3	1						
ガラス又はセメント製造業	3	3		3	1		2											
コンクリート製造業	6	6	1	6			6	1										
陶磁器製品製造業	3	3		3	1		2											
窯業又は土石製品製造業	42	50	15	42	24	3	13	3	1		4	1	8	8				
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	18	27	8	25	10	4	13	2	1		1		2		2			
非鉄金属精錬業	3	4	2	2	1		1						2		2			
金属材料品製造業(鋳物業を除く)	8	9	1	9	3		5	1			1							
鋳物業	5	5	1	5	4		1	1										
金属製品製造業又は金属加工業	23	24	3	23	7		15	1			1	1	1	1				
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業																		
めっき業																		
機械器具製造業	37	39	9	39	11	4	27	5	1									
電気機械器具製造業	13	13	3	13	3	1	10	2										
輸送用機械器具製造業(船舶製造を除く)	31	39	10	39	11	3	26	7	1		1							
船舶製造又は修理業	76	121	22	113	47	7	55	7	8		3		8	4	3	1		
計量器、光学器械、時計等製造業																		
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業																		
上記以外の製造業	12	12	2	11	3		7	1	1				1	1				
運輸業	26	26	8	24	11	4	10	1	1		2	1	2		2			
交通運輸事業	4	4	2	3	2	1	1						1		1			
貨物取扱事業	12	12	4	11	5	2	5	1			1		1		1			
港湾貨物取扱事業	2	2	1	2	1						1	1						
港湾荷役業	8	8	1	8	3	1	4		1									
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	5	5		5	2		2		1									
その他の事業	57	67	12	66	17	5	42	4	3		4	2	1	1				
清掃、火葬又はと畜の事業	2	2		2			2											
ビルメンテナンス業	2	2	1	2			2	1										
農業又は海面漁業以外の漁業																		
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ	1	1		1	1													
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2	2		2			1				1							
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	24	24	5	24	4	2	17	2	1		2	1						
金融業、保険業又は不動産業																		
その他の各種事業	26	36	6	35	12	3	20	1	2		1	1	1	1				
合計	941	1035	212	994	424	79	498	81	37	0	35	11	41	25	12	4	0	0
	942	1036	213										42			5		



業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(今回公表分)

	事業場数	認定件数		労災保険法(平成22年度)								救済法(平成22年度)								
		うち死亡	小計	肺がん		中皮腫		良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚	小計	肺がん	中皮腫	石綿肺	良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚					
				うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡											
建設事業	467	470	95	453	212	39	216	35	15		10	4	17	16	10	3	4	3		
ほ装工事業																				
水力発電施設、ずい道等新設事業	1	1		1			1													
鉄道又は軌道新設事業																				
建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	358	359	70	346	162	30	163	23	12		9	4	13	12	7	3	3	2		
既設建築物設備工事業	79	79	15	77	37	5	39	8			1		2	2	2					
機械装置の組立て又は据付けの事業	15	16	3	16	9	2	5	1	2											
その他の建設事業	15	15	7	13	4	2	8	3	1				2	1			1			
鉱業	2	2	1	2			2	1												
金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業	1	1		1			1													
原油又は天然ガス鉱業																				
採石業																				
その他の鉱業	1	1	1	1			1	1												
製造業	331	413	88	391	151	24	210	38	14		16	4	22	14	7	1				
食品製造業(たばこ等製造業を除く)	2	2	2	2			1	1			1	1								
繊維工業又は繊維製品製造業	11	12		12	7		4				1									
木材又は木製品製造業	5	5	1	5	1		4	1												
パルプ又は紙製造業	5	5	1	5	2		3	1												
印刷又は製本業																				
化学工業	31	37	8	37	16	2	17	5	1		3	1								
ガラス又はセメント製造業	3	3		3	1		2													
コンクリート製造業	6	6	1	6			6	1												
陶磁器製品製造業	3	3		3	1		2													
窯業又は土石製品製造業	41	49	15	41	23	3	13	3	1		4	1	8	8						
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	17	26	7	24	10	4	12	1	1		1		2		2					
非鉄金属精錬業	3	4	2	2	1		1						2		2					
金属材料品製造業(鋳物業を除く)	8	9	1	9	3		5	1			1									
鋳物業	5	5	1	5	4		1	1												
金属製品製造業又は金属加工業	23	24	3	23	7		15	1			1	1	1	1						
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業																				
めっき業																				
機械器具製造業	36	38	9	38	11	4	26	5	1											
電気機械器具製造業	13	13	3	13	3	1	10	2												
輸送用機械器具製造業(船舶製造を除く)	31	39	10	39	11	3	26	7	1		1									
船舶製造又は修理業	76	121	22	113	47	7	55	7	8		3		8	4	3	1				
計量器、光学器械、時計等製造業																				
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業																				
上記以外の製造業	12	12	2	11	3		7	1	1				1	1						
運輸業	24	24	6	22	10	3	9		1		2	1	2		2					
交通運輸事業	4	4	2	3	2	1	1						1		1					
貨物取扱事業	11	11	3	10	5	2	4				1		1		1					
港湾貨物取扱事業	2	2	1	2	1						1	1								
港湾荷役業	7	7		7	2		4		1											
電気、ガス、水道又は熱供給の	5	5		5	2		2		1											
その他の事業	57	67	12	66	17	5	42	4	3		4	2	1	1						
清掃、火葬又はと畜の事業	2	2		2			2													
ビルメンテナンス業	2	2	1	2			2	1												
農業又は海面漁業以外の漁業																				
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ	1	1		1	1															
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2	2		2			1				1									
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	24	24	5	24	4	2	17	2	1		2	1								
金融業、保険業又は不動産業																				
その他の各種事業	26	36	6	35	12	3	20	1	2		1	1	1	1						
合計	886	980	201	939	392	71	481	78	34	0	32	11	41	25	12	4	0	0		
	887	981	202								42				5					

## 「石綿ばく露作業状況」の一覧

石綿鉱山に関わる作業
石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品の製造工程における作業
石綿セメント、石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品の製造工程における作業
ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品製造工程における作業
自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品の製造工程における作業
電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充塗料等の石綿を含有する製品の製造工程における作業
石綿や石綿含有岩綿等の吹き付け・貼り付け作業
石綿原綿又は石綿製品の運搬・倉庫内作業
配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業
造船所内の作業（造船所における事務職を含めた全職種）
船に乗り込んで行う作業（船員その他）
建築現場の作業（建築現場における事務職を含めた全職種）
解体作業（建築物・構造物・石綿含有製品等）
港湾での荷役作業
発電所、変電所、その他電気設備での作業
鉄鋼所又は鉄鋼製品製造に関わる作業
耐熱（耐火）服や耐熱手袋等を使用する作業
自動車・鉄道車両等を製造・整備・修理・解体する作業
鉄道等の運行に関わる作業
ガラス製品製造に関わる作業
石油精製、化学工場内の精製・製造作業や配管修理等の作業
清掃工場又は廃棄物の収集・運搬・中間処理・処分の作業
電気製品・産業用機械の製造・修理に関わる作業
レンガ・陶磁器・セメント製品製造に関わる作業
吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業
エレベーター製造又は保守に関わる作業
ランドリー・クリーニングに関わる作業
ガスマスクの製造に関わる作業
上下水道に関わる作業
ゴム・タイヤの製造に関わる作業
道路建設、補修等に関わる作業
映画放送舞台に関わる作業
農薬、バーミキュライト等を扱う作業
酒類製造に関わる作業
消防に関わる作業
歯科技工に関わる作業
金庫の製造・解体に関わる作業
タルク等石綿含有物を使用する作業
その他の石綿に関連する作業
上記の作業の周辺において間接的なばく露を受ける作業